



# 留学手続等代行業務規約

この規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社 a domani（以下、「当社」といいます）が行う留学手続等代行業務に適用されるものとします。留学手続等代行業務のお申込みの際には、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

## 第1条

- 1 当社が、留学手続等代行業務申込者（以下、「申込者」といいます。）との間で締結する留学手続等代行業務（以下、「本契約」といいます。）は、この規約の定めるところによります。この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、申込者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

## 第2条

この規約で「留学手続等代行業務」（以下、「代行業務」といいます。）とは、申込者の委託により、当社が提供する次に掲げる業務をいいます。

- (1) 申込者の希望する学校、コースへの入学手続の代行
- (2) 出発までの期間における留学に関する相談

## 第3条

- 1 申込者は、当社と本契約を締結するに際し、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。
- 2 本契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による本契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、本契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合において、本契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 申込者が未成年である場合に、親権者の同意を得られないとき
  - (2) 申込者が、その希望する学校の定める入学手続の期限までに、入学手続を完了できる見込みがないと当社が判断したとき
  - (3) 申込者が、申込者の希望する学校に留学する条件を備えていないと、当社が判断したとき
  - (4) その他、当社が留学手続等の代行を行うことが不適切と判断したとき

## 第4条

- 1 当社は、申込者が本国を出国するまで代行業務を提供します。
- 2 本契約は、申込者が本国を出国した時点で終了します。

## 第5条

当社は、代行業務を通じて申込者より取得する個人情報につき、別途定める「個人情報の取扱いに関する同意書」を遵守して管理します。

## 第6条

- 1 申込者は、当社に対し、本契約締結時に申込金3万円を支払うものとします。
- 2 第1項に定める申込金は、代行業務の費用に充当します。
- 3 申込者の希望する学校への入学日が、本契約締結日から90日以内である場合、かつ、査証申請を伴う場合、申込者は、第1項の申込金のほかに速達郵便等の実費として3万円を支払うものとします。

## 第7条

- 1 申込者は、当社が指定した期日までに、入学金等の留学手続に関する費用を振り込まなければなりません。
- 2 前項の費用は、当社指定の口座に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は申込者が負担します。
- 3 申込者が第1項の期日までに留学手続に関する費用の入金を行わなかった場合、当社は代行業務を停止することがあります。

## 第8条

- 1 申込者は、本契約成立後、学校、受講コース、留学期間、留学時期等（以下、「留学計画」といいます。）を変更することはできません。但し、当社が留学計画の変更が可能であると判断したときは、このかぎりではありません。
- 2 前項の規定により、留学計画を変更する場合、申込者は、以下の変更手数料を支払うものとします。

(1) 学校の変更	3万円
(2) 受講コースの変更	1万円
(3) 留学期間、日程の変更	1万円
(4) 滞在方法の変更	1万円
- 3 留学計画の変更により、上記変更手数料よりも留学費用等が増加した場合、この費用は申込者が負担するものとします。

## 第9条

- 1 申込者は、本契約成立後も、以下に定める取消料を支払うことにより、契約を取消することができます。但し、取消料の最低金額は3万円とします。
  - (1) 本契約成立後9日以降もしくは入学日の60日以上前に取消した場合  
3万円
  - (2) 入学日から60日以内に取消した場合 授業料の30%
  - (3) 入学日から30日以内に取消した場合 授業料の50%
  - (4) 入学日以降に取消した場合 授業料全額
- 2 第1項の取消があった場合、当社は取消料、実費等を控除し、残金を申込者に返金いたします。なお、返金手数料は、申込者の負担とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社が代行業務を開始した後、留学先の学校より入学許可書が発行された場合、取消料として授業料全額をお支払いいただきます。

## 第10条

- 申込者は、当社に対して次に定める事項を表明し、保証するものとします。また、かかる表明・保証に違反した場合、当社は催告を要することなく直ちに代行業務を打ち切るものとします。
- (1) 申込者が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会勢力団体又は勢力をいうもの（以下、「反社会的勢力」といいます）ではないこと
  - (2) 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
  - (3) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
  - (4) 反社会的勢力を名乗る等して当社の名誉等の毀損、業務妨害、不当要求行為又はこれに準ずる行為をしないこと

## 第11条

- 1 当社は、次に掲げる場合において、催告することなく、本契約を解除します。
  - (1) 申込者が、所定の期日までに代行業務に必要な書類等を提出しないとき
  - (2) 当社が、申込者から提出された留学手続書類等に虚偽、遺漏等があると認めるとき
  - (3) 申込者が、第6条ないし第8条に定める費用を支払わないとき
  - (4) 申込者と1カ月以上連絡が取れないとき
  - (5) 申込者が、本規約に違反したとき
  - (6) その他、当社が代行業務を継続しがたい事由があると判断したとき
- 2 前項の場合、当社は、申込者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求できるものとします。

## 第12条

- 1 当社は、当社の真によらない事由により、留学計画の実現が不可能、変更された場合、何ら責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本契約終了後における留学先での事故等について、一切責任を負いません。

## 第13条

本規約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。



www.adomani-italia.com

株式会社 a domani / 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目3-10 ライオンズマンション平河町102

TEL: 03-6261-2341 / E-mail: ciao@adomani-italia.com